

未来社会創造事業 (探索加速型・大規模プロジェクト型)

令和3年度
募集要項

募集期間

令和3年4月22日(木)～6月15日(火)12:00(正午)



未来創造研究開発推進部
令和3年4月

<主なスケジュール>

募集開始	令和3年4月22日(木)
募集受付締め切り (e-Radによる受付期限)	令和3年6月15日(火) 12:00(正午)

※募集説明会については、新型コロナウイルス感染症の社会情勢等を踏まえ、ウェブでの開催となります。詳細は以下の事業ウェブサイトの公募ページをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/index.html>

応募は e-Rad を通じて行っていただきます(「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」を参照)。

締め切り間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。

募集締め切りまでに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

書類選考期間	7月下旬 ~ 8月中旬
面接選考期間	8月中旬 ~ 9月中旬
採択課題の通知・発表	10月中
研究開発開始	10月以降

※1 書類選考期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※2 面接を行う具体的な日時は、JST から指定します。

※3 面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は決まり次第、事業ウェブサイトの公募ページ(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>)にてお知らせします。

＜募集対象テーマ＞

令和3年度の募集対象テーマは、以下のとおりです。

タイプ	募集対象
探索加速型 (探索研究)	<p>「次世代情報社会の実現」領域 <新規> (運営統括:前田 英作) Human centric デジタルツイン構築による新サービスの創出</p>
	<p>「顕在化する社会課題の解決」領域 <新規> (運営統括:高橋 桂子) 持続可能な環境・自然資本を実現し活用する新たな循環社会システムの構築</p>
	<p>「個人に最適化された社会の実現」領域 <新規> (運営統括:和賀 巖) 場面や状況により変化するひとの幸福な状態を再現性高く計測・評価する技術に基づく新サービスの創出</p>
	<p>「持続可能な社会の実現」領域 (運営統括:國枝 秀世) 社会の持続的発展を実現する新品種導出技術の確立</p>
	<p>「世界一の安全・安心社会の実現」領域 (運営統括:田中 健一) 心理状態の客観的把握とフィードバック手法の確立による生きがい・働きがいのある社会の実現</p>
	<p>「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域 (運営統括:橋本 和仁) 「ゲームチェンジングテクノロジー」による低炭素社会の実現</p>
	<p>「共通基盤」領域 (運営統括:長我部 信行) 革新的な知や製品を創出する共通基盤システム・装置の実現</p>
大規模 プロジェクト型	<p>(運営統括:大石 善啓) 安全・安心かつスマートな社会の実現につながる革新的マイクロ波計測技術 <新規></p>

＜応募・参画を検討されている研究者等の方々へ＞

1. 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言^{*})の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標(SDGs)とJSTの取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

(和文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

(英文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標(SDGs)においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究開発成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、研究開発の成果論文のオープンアクセス化や研究開発データの保存・管理および公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究開発の成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せてJSTに提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JSTは、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

目次

第1章 未来社会創造事業について	1
1.1 未来社会創造事業の概要	1
1.2 未来社会創造事業の狙いと特徴.....	1
1.3 未来社会創造事業の運営体制.....	2
1.4 未来社会創造事業の重要事項・運営の特徴	2
第2章 公募・選考について(探索加速型・大規模プロジェクト型)	6
2.1 探索加速型	6
2.1.1 探索加速型について.....	6
(1) 公募の対象となる領域・重点公募テーマ.....	6
(2) 探索加速型の仕組み.....	7
2.1.2 探索加速型の募集・選考	9
(1) 募集の対象となる研究開発提案.....	9
(2) 採択予定課題数	9
(3) 採択に当たっての特例措置	9
(4) 応募要件.....	10
(5) 選考の観点	11
2.1.3 研究開発提案書(様式)および記入要領	13
2.1.4 探索加速型の研究開発提案書(様式)記入要領	14
2.1.5 探索加速型(要素技術タイプ)の研究開発提案書(様式)記入要領	15
2.2 大規模プロジェクト型	16
2.2.1 大規模プロジェクト型について	16
(1) 公募の対象となる技術テーマ	16
(2) 大規模プロジェクト型の仕組み.....	16
2.2.2 大規模プロジェクト型の募集・選考	18
(1) 募集対象となる研究開発提案.....	18
(2) 採択予定課題数	19
(3) 応募要件.....	19
(4) 選考の観点	20
2.2.3 研究開発提案書(様式)および記入要領	22
2.3 課題の募集・選考に関する共通事項	23
2.3.1 公募期間・選考スケジュール.....	23
2.3.2 重複応募の制限について	23

2.3.3 選考方法	24
(1) 選考の流れ	24
(2) 利益相反マネジメントの実施	25
(3) 面接選考の実施および選考結果の通知	27
第3章 採択後の研究開発推進等について（探索加速型・大規模プロジェクト型）	28
3.1 研究開発推進の流れ	28
3.1.1 研究開発計画の作成	28
3.2 委託研究契約	28
3.3 研究開発費	28
3.3.1 研究開発費（直接経費）	28
3.3.2 間接経費	30
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	30
3.4 評価	30
3.4.1 探索加速型における評価	30
3.4.2 大規模プロジェクト型における評価	32
3.5 研究開発代表者および主たる共同研究者の責務等	35
3.6 研究開発機関等の責務等	37
3.7 その他留意事項	41
3.7.1 研究開発継続が困難な場合について	41
3.7.2 出産・子育て・介護支援制度	41
3.7.3 JREC-IN Portal のご利用について	41
第4章 応募に際しての注意事項	42
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	42
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	43
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	46
4.4 不正使用および不正受給への対応	46
4.5 他の競争的資金制度等で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	48
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	48
4.7 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について	48
4.8 繰越について	48
4.9 府省共通経費取扱区分表について	49
4.10 費目間流用について	49
4.11 年度末までの研究期間の確保について	49

4.12	研究設備・機器の共用促進について	49
4.13	博士課程学生の処遇の改善について	51
4.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	52
4.15	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	52
4.16	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	53
4.17	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	53
4.18	社会との対話・協働の推進について	54
4.19	バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	55
4.20	論文謝辞等における体系的番号の記載について	55
4.21	競争的研究費改革について	56
4.22	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について	56
4.23	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	57
4.24	研究倫理教育およびコンプライアンス教育の履修義務について	60
4.25	e-Rad 上の課題等の情報の取扱い	60
4.26	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	61
4.27	研究者情報の researchmap への登録について	61
4.28	JST からの特許出願について	61
4.29	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	61

第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について 63

5.1	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	63
5.2	e-Rad を利用した応募方法	63
5.3	その他	65

第1章 未来社会創造事業について

1.1 未来社会創造事業の概要

本事業では、社会・産業ニーズ(潜在的なニーズを含む)を踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲット(出口)を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、基礎研究の有望な成果の活用を通じて、実用化が可能かどうか見極められる段階(概念実証:POC)を目指した研究開発を実施します。そのために、研究開発において斬新なアイデアを取り込み、事業化へのジャンプアップ等を柔軟かつ迅速に実施できるよう運営します。

本事業は異なる2つのアプローチ、「探索加速型」と「大規模プロジェクト型」で構成されます。

- 探索加速型

比較的少額の課題を多数採択(スモールスタート)する探索研究から、それらの課題を絞り込み、集中投資する本格研究へと段階的に研究開発を進めます。探索研究では、多くの斬新なアイデアを公募して取り入れ、本格研究に向けてアイデアの実現可能性を見極めるための研究開発を行います。探索研究から本格研究への移行時や、本格研究実施期間中において、ステージゲート評価(注)を実施し研究開発課題を絞り込むことで、最適な研究開発課題を推進します。研究開発課題は、文部科学省が定める領域を踏まえてJSTが設定する「重点公募テーマ」に基づき公募します。

- 大規模プロジェクト型

科学技術イノベーションに関する情報を収集・分析し、現在の技術体系を変え、将来の基盤技術となるよう文部科学省が特定した「技術テーマ」に係る研究開発課題を公募します。

本事業では、POCを目指した研究開発を実施することから、ステージゲート評価では、科学技術的側面での研究開発の進捗だけでなく、社会・経済的なインパクト、民間との連携協力の進捗を評価します。特に、大規模プロジェクト型においては、一回目のステージゲート評価以降に一定以上の民間の資金導入を求めます。(詳しくは、第3章に記載)

(注)ステージゲート評価:研究開発期間を複数のステージに分け、次ステージへの移行の可否を決定する評価

1.2 未来社会創造事業の狙いと特徴

デジタルテクノロジーの飛躍的な発展やオープンイノベーションの進展等を背景として世界的にイノベーションを創出する構造が大きく変わりつつあり、我が国の社会・産業界は大きな転換期を迎えています。未来社会創造事業の狙いは、イノベーション創出に挑戦する戦略研究を強化し、新たな価値を産み出し続けていくことです。

JSTは未来社会創造事業の運営において、社会・産業界の課題解決や新産業創出を見据えた、イノベーションを恒常化する“イノベーションエコシステム”の実現を目指します。そのために、幅広い分野に亘る

基礎研究から実用化まで、行政、大学、産業界を結び、技術的に極めて困難で、現時点では市場が不透明な研究開発にも挑戦し、失敗を許容し、成功をつかむ取り組みを皆さまと一緒に進めていくという強い意識の下に運営します。

1.3 未来社会創造事業の運営体制

未来社会創造事業の運営体制は、事業統括（競争的資金のプログラムディレクター：PD）が未来社会創造事業の運営全般を統括し、運営統括（競争的資金のプログラムオフィサー：PO）が担当する領域と技術テーマにおいて研究開発の全般的なマネジメントを行います（下図）。

事業統括は、事業を俯瞰する立場から事業の運営を統括するために事業統括会議を招集し、事業の重要事項の決定、重点公募テーマの設定、予算を含む横断事項の調整、重点公募テーマ・技術テーマにおける採択候補課題の選考、ステージゲート評価結果に基づく課題継続・中止の決定など未来社会創造事業の運営上の重要案件を審議します。

運営統括は、専門的な観点から領域等の運営を統括するために研究開発運営会議を招集し、事業統括会議で審議する探索加速型の重点公募テーマ候補の策定、採択候補課題の選考、サイトビジット等を通じた日常的な進捗管理や研究開発代表者への研究開発運営指示、ステージゲート評価等を実施します。また、評価等を通じた研究開発費の増減、課題の融合、課題の早期終了（中止）等も行います。



図 未来社会創造事業の運営体制

1.4 未来社会創造事業の重要事項・運営の特徴

(1) 重点公募テーマ・技術テーマの趣旨に即した研究開発による「新たな価値」創出にフォーカス

● 社会の求める価値を具体化

未来社会創造事業では、科学技術の飛躍的な発展による社会の未来像を描き、社会・産業界の変革

をもたらすバックキャスト型の研究開発を上記の「探索加速型」および「大規模プロジェクト型」によって実践します。

●様々な融合を図るテーマ

重点公募テーマ・技術テーマは、社会・産業界が求める様々な価値を検討し、多岐にわたる学問分野や文理融合など、様々な機関・研究者等の連携・協力を促すように設定しています。同時に、価値の実現すなわち社会実装を念頭に置いた複合的な課題解決を促すようなテーマを設定しています。

本事業の研究開発課題は、これらの点を踏まえて実施します。

●運営統括による領域運営

重点公募テーマ・技術テーマの概要および募集・選考・運営に当たっての運営統括の方針等は、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)に記載しています。研究開発提案に当たっては、これらを踏まえてください。

なお、運営統括は各領域・各重点公募テーマの研究開発ポートフォリオの形成のために、必要に応じて研究開発課題のチーム体制等の見直しを行います。

(2) 研究開発代表者の責務と研究開発機関への期待

●優れた実現構想と価値実現に向けたPOC設定

未来社会創造事業では、重点公募テーマ・技術テーマを実現するために必要な「実用化が可能かどうか見極められる段階(概念実証:POC)」を研究開発代表者が設定し、達成するための研究開発を実施します。POCは、重点公募テーマ・技術テーマを実現するために核心となる社会・産業界の問題点を踏まえて、研究開発により目指す目標として設定するものであり、POC達成後に研究開発の成果が引き渡される先である社会や企業等の活動、成果の波及効果等を俯瞰的に見据えた実現構想が必要です。また、POCに向けて研究開発期間中に達成するマイルストーンを設定し、研究開発を実施します。

研究開発代表者は、事前評価および運営統括等との調整を踏まえ、採択時に目標となるPOCおよびマイルストーンを設定するとともに、その達成を目指した研究開発を実施します。研究開発に当たって研究開発代表者は研究開発計画の見直しや実施体制の最適化(新規チーム導入を含む)等を、運営統括による研究開発計画の承認のうえ、柔軟に行うことが可能です。

●支援体制の充実

研究開発機関には、研究開発の推進における適切な支援、例えば、研究開発代表者の研究開発マネジメントを補佐する者の配置や、知的財産権の創出・保護・活用に関する知的財産運営委員会の設置(本項「(4)産学連携の促進・保持」を参照)、研究開発機関間の連携等の支援を行うことを期待します。

●若手研究者の積極的な参画・活躍

多岐にわたる学問分野・文理融合分野、年代、ジェンダー等の多様性を持った挑戦的・創造的な研究開発推進を期待します。また、世界的に優れた研究成果をあげた研究者の多くは、若い時期にその成果の基礎となる研究を行っていることから、我が国の科学技術の将来を担う若手研究者の積極的な参画・活躍を期待します。そのため、研究開発代表者が若手研究者を参画させることや、産学官の若手研究者が自ら研究開発代表者として研究開発マネジメントに取り組むことを推奨します。

●研究開発代表者の交代

社会・産業が求める価値の実現、すなわち社会実装へ到達するには、研究開発の進展に応じ、基礎と応用の研究開発のウェイトをダイナミックに変えていくことを想定しています。そのため、研究開発の進展等を踏まえて、研究開発代表者の交代を可能とします。

(3) 柔軟な研究開発推進**●成果最大化に向けた取り組み**

未来社会創造事業では、研究開発実施中に顕在化した課題を解決するための基礎研究の実施やそのための体制づくり(新たな共同研究開発機関の参画を含む)、新たな技術や知見等の導入、常に変動する社会・産業ニーズへの対応、研究開発や成果の一部のスピンアウト、他機関との連携や ELSI (Ethical, Legal and Social Issues: 倫理的・法的・社会的課題)等、時宜に応じた対応が可能です。成果を最大化させるため、運営統括等が細やかに進捗を把握した上で、マネジメントを実施します。

●ステージゲートの実装

未来社会創造事業では、研究開発期間中に「ステージゲート評価」を実施し、目標の達成可能性の観点から、研究開発の継続可否について厳密な評価が実施されます。論文や特許等は達成可能性を判断するエビデンスの一つとして活用されます。探索加速型のステージゲート評価については、「3.4.1 探索加速型における評価」を、大規模プロジェクト型のステージゲート評価については、「3.4.2 大規模プロジェクト型における評価」を必ずご参照ください。

(4) 産学連携の促進・保持**●知的財産マネジメント基本方針の提示**

研究開発代表者は、研究開発の成果を経済・社会的なインパクトのある価値へと結びつけるため、成果を着実かつ効果的に権利化することでその信頼性と優位性を確保・維持しなければなりません。そのため、研究開発と知的財産活動の一体化を図り、成果の権利化、公表・秘匿および活用に関する指針の決定を促すために、本事業共通の基本的な方針「知的財産マネジメント基本方針」を提示します。

研究開発代表者は、参加する機関・参加者等と本基本方針を遵守し相互合意した「共同知財協定」を

確立する必要があります。共同知財協定は研究開発開始から 6 ヶ月以内に JST・運営統括への提出を求めます。共同知財協定が締結されない場合は機関の参加取り消し、または研究開発課題を中止する場合があります。

本基本方針は別途掲示しています。内容・詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/manual/index.html>

第2章 公募・選考について(探索加速型・大規模プロジェクト型)

2.1 探索加速型

2.1.1 探索加速型について

未来社会創造事業(探索加速型)では、科学技術の飛躍的な発展による社会の未来像を描き、社会・産業界の変革をもたらすバックキャスト型の研究開発を実践します。社会・産業ニーズを踏まえた重点公募テーマを設定した上で、当該テーマにおいて、大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者から研究構想を公募し、研究開発代表者(プロジェクト・リーダー:PL)および研究開発課題を選定します。(選考の対象となる重点公募テーマは、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)をご参照ください。)

(1) 公募の対象となる領域・重点公募テーマ

タイプ	募集対象
探索加速型 (探索研究)	「次世代情報社会の実現」領域 <新規> (運営統括:前田 英作) Human centric デジタルツイン構築による新サービスの創出
	「顕在化する社会課題の解決」領域 <新規> (運営統括:高橋 桂子) 持続可能な環境・自然資本を実現し活用する新たな循環社会システムの構築
	「個人に最適化された社会の実現」領域 <新規> (運営統括:和賀 巖) 場面や状況により変化するひとの幸福な状態を再現性高く計測・評価する技術に基づく新サービスの創出
	「持続可能な社会の実現」領域 (運営統括:國枝 秀世) 社会の持続的発展を実現する新品種導出技術の確立
	「世界一の安全・安心社会の実現」領域 (運営統括:田中 健一) 心理状態の客観的把握とフィードバック手法の確立による生きがい・働きがいのある社会の実現
	「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域 (運営統括:橋本 和仁) 「ゲームチェンジングテクノロジー」による低炭素社会の実現
	「共通基盤」領域 (運営統括:長我部 信行) 革新的な知や製品を創出する共通基盤システム・装置の実現

(2) 探索加速型の仕組み

1) 探索加速型の概要

- ・ 運営統括による各領域内の重点公募テーマをまたいだ柔軟なマネジメントの下、大学、企業、公的研究機関等に所属する研究開発代表者が研究開発を実施します。
- ・ 実用化が可能かどうかを見極められる段階(概念実証:POC)を目指し、研究開発成果を企業や社会に積極的に引き渡します。
- ・ 比較的少額の課題を多数採択(スモールスタート)する探索研究からそれらの課題を絞り込み、集中投資する本格研究へと段階的に研究開発を進めます。探索研究では、多くの斬新なアイデアを公募して取り入れ、アイデアの実現可能性を見極めるための研究開発を行います。
- ・ 本格研究に進む前に、ステージゲート評価を実施します。ステージゲート評価では、POCの達成を目指した研究開発を実施することから、サイエンス面での研究開発の進捗に加え、民間との連携協力の進捗も評価します。ステージゲート評価により探索研究から本格研究への移行が決定した研究開発課題は、研究開発規模を拡大(ステージアップ)して、研究開発体制の強化を図るなど、POC達成に向けて研究開発を加速していただきます。
- ・ 探索研究期間においては、本格研究に進む前段階として、研究開発期間中に達成する目標に必要な技術的ボトルネックの解決や実現性の確認の他に、「3.4 評価」を踏まえた研究開発計画を作成します。
- ・ 本格研究への移行に向けて、他の課題のPOC達成に貢献できる課題や技術については、他の課題との融合を図ることがあります。

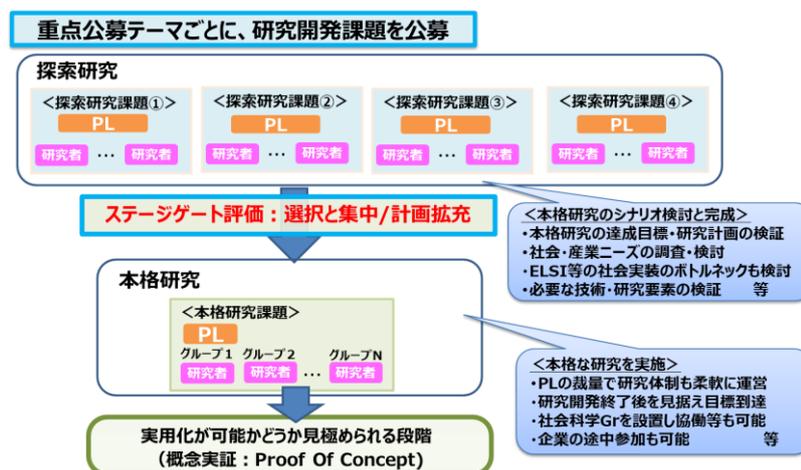


図1 探索加速型 概要

※探索加速型(要素技術タイプ)：

一部の重点公募テーマにおいては、上記の本格研究への移行を目指す研究構想の研究開発提案に加えて、重点公募テーマの実現に貢献する要素技術の研究開発提案を「探索加速型(要素技術タイプ)」

として募集します。令和3年度は「共通基盤」領域の重点公募テーマ「革新的な知や製品を創出する共通基盤システム・装置の実現」において募集します。

「探索加速型(要素技術タイプ)」の研究開発を実施する研究開発代表者(PL)は、その成果が当該重点公募テーマの下で実施される本格研究に導入され、目標達成のための要素技術として確立すること等を目的とした研究開発に取り組んでいただきます。要素技術タイプの趣旨に鑑み、若手研究者等による斬新な発想の研究開発提案を期待しています。

なお、採択時に要素技術タイプであった研究開発提案でも、運営統括が必要と認めた場合、研究開発期間中に通常タイプと同等の評価を経て、本格研究への移行を目指す研究開発課題に変更することがあります。

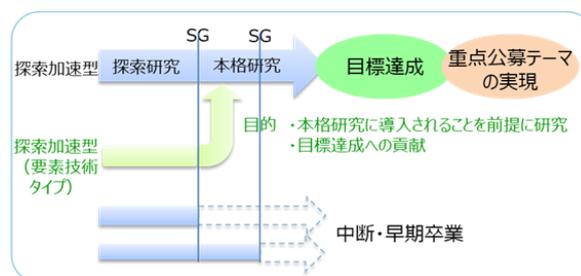


図2 探索加速型(要素技術タイプ)のイメージ

「探索研究(要素技術タイプ)」の研究開発提案を求める重点公募テーマについては、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)にて確認してください。

2) 研究開発費・研究開発期間

重点公募テーマごとに研究開発費・研究開発期間を設定していますので、必ず募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)を確認の上、研究開発計画を作成してください。また、JSTは委託研究契約に基づき研究開発費(直接経費)および間接経費(直接経費の30%が上限)を委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

3) 研究開発体制

研究開発代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究開発チームを編成することができます。

- a. 研究開発代表者は、自身が率いる「研究開発代表者グループ」のほか、研究開発構想を実現する上で必要な場合は、同機関内の他の研究室あるいは他の研究開発機関等に所属する研究者等からなるグループ(「共同研究グループ」)を設置することが可能です。なお、個人での研究開発提案も可能です。

- b. 共同研究グループを設置する場合は、グループに参加する研究者のうちグループを代表する者を指定し、「主たる共同研究者」としてください。
- c. 研究開発推進上の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究開発費の範囲内（研究開発機関の委託研究契約範囲内）で雇用し、参加させることが可能です。
研究開発体制にかかる要件については、「2.1.2(4) 応募要件」をご参照ください。

2.1.2 探索加速型の募集・選考

JSTは、文部科学省が定める領域のもとに定めた重点公募テーマごとに研究開発提案を募集します。研究開発提案者は、本格研究を含めその研究開発課題で達成するPOCを明確にした上で、探索研究の研究開発計画を提案してください。

選考は、重点公募テーマごとに運営統括が研究開発運営会議委員等の協力を得て行います。（詳細は「2.1.2 探索加速型の募集・選考 (5) 選考の観点」および「2.3.3 選考方法」をご参照ください。）

(1) 募集の対象となる研究開発提案

- 1) 「2.1.1.(1) 公募の対象となる領域・重点公募テーマ」に記載の重点公募テーマに対する研究開発提案を募集します。
- 2) 研究開発提案については、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)に記載の重点公募テーマの概要および募集・選考に当たっての運営統括の方針をよく読み、研究開発提案を行ってください。
- 3) 「2.3 課題の募集・選考に関する共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

(2) 採択予定課題数

各重点公募テーマにおける採択予定件数は、4～9件程度です（各重点公募テーマの趣旨や研究開発提案の状況、予算により変動します）。

(3) 採択に当たっての特例措置

事業統括や運営統括等が、選考過程において、提案された研究開発提案について、横断的に重点公募テーマ間で選考に関する調整を行うことがあります。その結果、研究開発提案者が応募した重点公募テーマとは異なる重点公募テーマの下で採択となることがあります。その場合には、調整を行うことが決定した時点で、研究開発提案者に連絡します。

(4) 応募要件

応募要件は以下の 1)~3)のとおりです。応募要件を満たさない場合は下記の通り取り扱いますので、十分に注意して下さい。

- ・採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究開発提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ・応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中も維持されます。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を早期終了(中止)します。

また、応募に際しては、以下の 1)~3)に加え、「2.3.2 重複応募の制限について」、「第4章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、応募してください。

1) 研究開発提案者の要件

- a. 研究開発代表者となる研究開発提案者自らが、国内の研究開発機関(民間企業や社団・財団法人等も含む)に所属して当該研究開発機関において研究開発を実施する体制を取ること(研究開発提案者の国籍は問いません)。

※以下の者も研究開発提案者として応募できます。

- ・国内の研究開発機関に所属する外国籍研究者。
- ・現在特定の研究開発機関に所属していない、もしくは海外の研究開発機関に所属している研究者等で、研究開発代表者として採択された場合、日本国内の研究開発機関に所属して研究開発を実施する体制を取ることが可能な者(国籍は問いません)。

※民間企業等の大学等以外の研究開発機関に所属している者も対象です。

- b. 研究開発期間を通じ、研究開発チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

(詳しくは「3.5 研究開発代表者および主たる共同研究者の責務等」をご参照ください。)

- c. 所属研究開発機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

(詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。)

- d. 以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」の内容を理解し、遵守すること。
- ・研究開発提案が採択された場合、研究開発代表者および研究開発参加者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)ならびに研究費の不正使用を行わないこと。

・本研究開発提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※e-Rad の応募情報入力画面で確認してください。

2) 研究開発体制の要件

- a. 研究開発チームは、研究開発代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外の研究開発機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する場合には、POC の達成のために、当該の海外の研究開発機関でなければ研究開発実施が困難であること(運営統括の承認を必要とする)。この場合、知的財産権等の成果の把握が可能であること。

※ 海外の研究開発機関を含む研究開発チーム構成を希望する場合には、研究開発提案書(探索研究の研究開発計画(様式3))の共同研究グループに海外の研究開発機関のチーム構成を記載していただき、「特記事項」に、海外の研究開発機関に所属する研究者が必要であることの理由を記載してください。また、海外の研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません(間接経費は 30%が上限)。そのことについて、海外の研究開発機関の契約担当部局責任者の事前承諾の有無を示すための JST が別に指定する所定の様式を面接選考会までに提出してください(選考過程で事務局より問い合わせます)。

3) 研究開発機関の要件

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「3.6 研究開発機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発の実施は認められません。応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承諾を確実に得てください。

(5) 選考の観点

1) 選考基準(事前評価基準)

未来社会創造事業(探索加速型)の選考基準は、以下のとおりです。(探索加速型の提案内容には、1.~4.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

探索加速型

1. 提案における目標設定について

・よりよい社会を実現するハイインパクトな目標設定がされているか。

2. 研究開発計画について

- ・現在の研究状況を踏まえ、目標までの道筋が、妥当であるか。
- ・研究開発体制およびその役割分担が、目標達成に向けて妥当であるか。
- ・社会・産業界の巻き込みなど、目標達成を見据えた展開が計画されているか。

3. 提案の技術的な難易度について

- ・従来技術の延長ではなく、科学技術の飛躍的な発展があるか。
- ・国内外の研究開発動向を踏まえ、提案がどの程度優位性、独自性を有するか。

4. 研究開発体制について

- ・提案者(研究開発代表者)が目標達成に向け、リーダーシップを発揮できるか。
- ・知的財産権などの研究開発成果の活用にかかるマネジメントができるか。
- ・自らの研究開発構想について、対外的にわかりやすく情報発信ができるか。

<補足>

- ・探索加速型の研究開発代表者は、運営統括の下で研究開発を推進する役割を担います。また、研究開発代表者は、代表者の補佐等との連携、研究開発代表者の交代、所属機関からの支援等を総合的に取り扱うことで研究開発課題全体のマネジメントを実施することが期待されます。そのため、研究開発機関における研究開発の支援方策や体制等の整備に関する準備・検討状況についても、探索研究の選考において参考とします。
- ・探索加速型(要素技術タイプ)は単独で本格研究に進むものではなく、重点公募テーマの下で実施される研究開発課題の目標達成に必要な要素技術を確立することを目的とします。その選考に当たっては、上記の探索加速型の選考基準を踏まえ、各重点公募テーマに応じた選考を行います。
- ・重点公募テーマごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等については、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)をご参照ください。
- ・研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。
- ・JST が研究開発代表者の利益相反のマネジメントを行うにあたり、研究開発提案書とは別に、別途資料を提出いただく場合があります。(例:研究開発提案者に関係する機関を共同研究グループとする場合等)

2.1.3 研究開発提案書(様式)および記入要領

重点公募テーマによって研究開発期間や研究開発費等の応募要件が異なります。研究開発提案書の作成に当たっては募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)に記載された応募要件を必ず確認してください。

また、探索研究と探索研究(要素技術タイプ)では、研究開発提案書の様式が異なります。それぞれに応じた研究開発提案書の様式を公募ページ(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>)からダウンロードして、作成してください。

探索加速型(要素技術タイプ)の研究開発提案を求める重点公募テーマは、以下のとおりです。要素技術タイプへの応募に当たっては、「2.1.5 探索加速型(要素技術タイプ)の研究開発提案書(様式)記入要領」をご参照ください。

・「共通基盤」領域

重点公募テーマ:革新的な知や製品を創出する共通基盤システム・装置の実現

募集区分:ST09「多様な実データから真理を追究する数理モデルや解析手法の構築」

上記以外の重点公募テーマについては、「2.1.4 探索加速型の研究開発提案書(様式)記入要領」をご参照ください。

2.1.4 探索加速型の研究開発提案書(様式)記入要領

提案書様式は必ず令和3年度の様式を使用してください。様式は以下の事業ウェブサイトよりダウンロードし、記入要領(提案書内に青文字で記載)に従って研究開発提案書を作成してください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

※必ず探索加速型の様式を使用してください。

提出書類の一覧は、以下のとおりです。

様式番号	書類名
様式 1	研究開発提案書・表紙
様式 2	研究開発課題の全体構想
様式 3	探索研究の研究開発計画
様式 4	探索研究の研究開発予算計画
様式 5	研究開発提案者
様式 6	他制度での助成等の有無
様式 7	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式 8	照会先
様式 9 (提出任意)	橋渡し人材または企業担当者の見解

※ ファイルの容量は3MB以内を目途にご作成ください。

※ 提案書作成時に必ず「2.3.3 選考方法(2)利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。

※ 研究開発提案の応募方法については、「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第4章 応募に際しての注意事項」ならびに「2.3.2 重複応募の制限について」をご理解の上、ご応募ください。

※ POC や社会・産業上の問題を記載するにあたり、橋渡し人材または企業担当者と連携して検討した場合は、可能な範囲で様式9「橋渡し人材または企業担当者の見解」に橋渡し人材または企業担当者の見解をご記入ください。様式9の提出は任意であり、必須ではありません。

2.1.5 探索加速型(要素技術タイプ)の研究開発提案書(様式)記入要領

研究開発提案書様式は必ず令和3年度の様式を使用してください。様式は以下の事業ウェブサイトよりダウンロードし、記入要領(提案書内に青文字で記載)に従って研究開発提案書を作成してください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

※必ず応募する探索加速型(要素技術タイプ)の様式を使用してください。

研究開発提出書類の一覧は、以下のとおりです。

様式番号	書類名
様式 1	研究開発提案書・表紙
様式 2	研究開発課題の構想
様式 3	研究開発提案者
様式 4	他制度での助成等の有無
様式 5	人権の保護および法令等の遵守への対応

※ ファイルの容量は3MB以内を目途にご作成ください。

※ 提案書作成時に必ず「2.3.3 選考方法(2)利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。

※ 研究開発提案の応募方法については、「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第4章 応募に際しての注意事項」ならびに「2.3.2 重複応募の制限について」をご理解の上、ご応募ください。

2.2 大規模プロジェクト型

2.2.1 大規模プロジェクト型について

未来社会創造事業(大規模プロジェクト型)では、科学技術イノベーションに関する情報を収集・分析し、現在の技術体系を変え、将来の基盤技術となるよう文部科学省が特定した「技術テーマ」にかかる研究開発に集中的に投資します。公募により優れたアイデアをもつ研究開発代表者がプログラム・マネージャー (PM) として大きな権限を持ちます。PM がトップレベルの研究開発チーム体制の構築と推進の中心になることを期待します。

また、大規模プロジェクト型では、創出された新しい基盤技術を速やかに社会実装につなげるとともに民間投資の誘発を図るため、早期に企業が参画することを求め、研究開発開始後の第1次ステージゲート評価の段階で、以後の研究開発における「資金導入を求める対象機関(以下、「資金導入対象機関」という。)」から所定の規模の費用導入が表明されていることが必要です。資金導入対象機関からの所定の規模の費用導入がない場合には、研究開発課題の早期終了(中止)の措置をとることがあります。ステージゲート評価については、「3.4.2 大規模プロジェクト型における評価」を必ずご参照ください。

(1) 公募の対象となる技術テーマ

タイプ	募集対象
大規模 プロジェクト型	(運営統括:大石 善啓) 安全・安心かつスマートな社会の実現につながる革新的マイクロ波計測 技術 <新規>

(2) 大規模プロジェクト型の仕組み

1) 大規模プロジェクト型の概要

- ・ 運営統括が複数の技術テーマを俯瞰し、大規模プロジェクト型全体の運営を実施します。また、運営統括は、技術テーマに関する有識者(研究開発運営会議委員等)の協力を得ながら、個々の技術テーマの実現に向けて、研究開発課題の選考、研究開発計画(研究開発予算計画、研究開発体制等を含む)に対する助言・調整・承認、サイトビジット、その他の必要な手段により、PM の活動や目標達成状況に対する助言等を実施します。さらに、研究開発の評価、PM の交代および研究開発課題中止に関する事業統括会議への進言、PM および研究開発課題の管理を行います。
- ・ PM は、自らが立案した独創的かつ優れた研究開発構想に基づき、実用化が可能かどうかを見極められる段階(POC)を目標として設定し、その達成に向けたマイルストーンおよび研究開発計画(研究開発

予算計画、研究開発体制等を含む)を作成します。PM は、自らが指揮する研究開発課題および研究開発体制全体に責任を持ち、その進捗管理・指導等を行い、目標の達成に向けて研究開発を推進します。

- ・ PM は複数の研究者・機関等からなる最適な研究開発体制を編成し、運営統括による研究開発計画の承認のうえ、研究開発を推進します。また、PM は、研究開始時点で設定したマイルストーンに基づき、ステージゲート評価を踏まえ、研究開発を推進します。
- ・ 令和3年度の採択課題は、原則として令和6年度第3四半期までに第1次ステージゲート評価を実施します。ステージゲート評価の実施時期は、PM による研究開発計画に基づき運営統括が決定します。ステージゲート評価の結果、チームの再編、研究開発費の増減、研究開発課題の中止等の措置を行うことがあります。
- ・ 大規模プロジェクト型では、創出された新しい基盤技術を速やかに社会実装につなげるとともに民間投資の誘発を図るため、研究開発開始の第1次のステージゲート評価の段階で、以後の研究開発において「資金導入対象機関」からの2割以上の資金導入を求めます。資金導入対象機関から所定の規模の資金導入が示されない場合、総合的な評価結果によって、研究開発課題の早期終了(中止)や調整等の措置を行います(詳細は「3.4.2 大規模プロジェクト型における評価」をご参照ください)。
- ・ PM は、研究開発の進捗状況について、概ね6ヶ月毎に定期的に運営統括等へ報告を行います。また、PM の進捗把握を効果的に実施するため、運営統括ならびに研究開発運営会議委員は、必要に応じて進捗状況報告を求めるほか、サイトビジット等を実施します。運営統括、研究開発運営会議委員は、進捗状況に関する報告内容等を踏まえ、必要に応じてPM に対して改善を求めます。進捗状況に関して、運営統括ならびに研究開発運営会議委員が求める改善が行われなかった場合や、目標の達成に向けた成果創出が見込めないと判断される場合、事業統括会議が運営統括における評価・検討内容を踏まえ、JST へPM の解任要請などを行います。
- ・ PM は、運営統括ならびに研究開発運営会議委員に対して助言を求めることができます。運営統括等は、PM から助言を求められた場合、適切に対応します。

2) 研究開発費・研究開発期間

研究開発費は、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)を確認の上、研究開発計画を作成してください。また、JST は委託研究契約に基づき研究開発費(直接経費)および間接経費(直接経費の30%が上限)を委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

研究開発期間は、ステージゲート評価の結果、研究開発を継続することで最長令和3年10月から令和13年3月までの約9年半(第10年次の年度末まで実施可能)です。ステージゲート評価の結果、進捗把握等の結果により研究開発を早期終了(中止)する場合は運営統括等と調整の上、1年を越えない範囲で成果のとりまとめ等を実施してください。

実際の研究開発期間は、運営統括による研究開発計画の精査・承認、ステージゲート評価結果、進捗把握等により決定します。

3) 研究開発体制

PM は、自らが立案した独創的かつ優れた研究開発構想に基づき、複数の機関・研究者等からなる最適な研究開発体制を編成してください。編成においては、我が国のトップレベルの研究開発力および知識を結集するため、指名や公募など適切な方法により研究開発機関・研究者等を選定してください。

- a. PM は、研究開発構想を実現する上で必要な研究室あるいは研究開発機関に所属する研究者等からなる研究グループ(「共同研究グループ」)を設置することが可能です。なお、個人での研究開発提案も可能です。
- b. 共同研究グループを設置する場合は、グループに参加する研究者のうちグループを代表する者を指定し、「主たる共同研究者」として参画ください。
- c. 研究開発推進上の必要性に応じて、研究員、研究補助員、PM 補佐等を研究開発費の範囲内(研究開発機関の委託研究契約範囲内)で雇用し、参加させることが可能です。
- d. PM は、自身が率いる研究者等からなる研究開発グループ「研究開発代表者グループ」を設置することが可能です。

研究開発体制にかかる要件については、「2.2.2 (3) 応募要件」をご参照ください。

PM は、研究開発が効果的・効率的に進められ、研究者等が研究開発業務へ注力できるよう、主たる共同研究者や研究開発機関と協力して研究開発の推進を支援する方策や体制を構築してください。特に、研究開発機関には、PM 補佐等の支援者の充実の他、機関が有する様々な機能・機構等を最大限活用した研究開発支援を期待します。

PM は研究開発機関のコミットメントを得られる支援策等を取りまとめ、研究開発提案書に記載してください。

2.2.2 大規模プロジェクト型の募集・選考

JST は、文部科学省が特定した技術テーマごとに研究開発提案を募集します。選考は、技術テーマごとに運営統括が研究開発運営会議委員等の協力を得て行います。(詳細は「2.2.2 大規模プロジェクト型の募集・選考 (4) 選考の観点」および「2.3.3 選考方法」をご参照ください。)

(1) 募集対象となる研究開発提案

- 1) 「2.2.1(1) 公募の対象となる技術テーマ」に記載の技術テーマに対する研究開発提案を募集します。
- 2) 技術テーマについては、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)に記載の技術テーマの概要および募集・選考・運営に当たっての運営統括の方針をよく読み、研究開発提案を行ってください。
- 3) 「2.3 課題の募集・選考に関する共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

(2) 採択予定課題数

令和3年度に募集する技術テーマにおける採択予定件数は1課題程度です。

(3) 応募要件

応募要件は以下の1)~3)のとおりです。応募要件を満たさない場合は下記の通り取り扱いますので、十分に注意して下さい。

- ・採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究開発提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ・応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中、維持されます。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を早期終了(中止)します。

また、応募に際しては、下記1)~3)に加え、「2.3.2 重複応募の制限について」、「第4章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、応募してください。

1) 研究開発提案者の要件

- a. PMとなる研究開発提案者自らが、国内の研究開発機関(民間企業や社団・財団法人等も含む)に所属して当該研究開発機関において研究を実施する体制を取ること(研究開発提案者の国籍は問いません)。

※ 以下の者も研究開発提案者として応募できます。

- ・国内の研究開発機関に所属する外国籍研究者。
- ・現在特定の研究開発機関に所属していない、もしくは海外の研究開発機関に所属している研究者等で、研究開発代表者として採択された場合、日本国内の研究開発機関に所属して研究開発を実施する体制を取ることが可能な者(国籍は問いません)。

※ 民間企業等の大学等以外の研究開発機関に所属している者も対象です。

- b. 研究開発期間を通じ、研究開発チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

(詳しくは「3.5 研究開発代表者および主たる共同研究者の責務等」をご参照ください。)

- c. 所属研究開発機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

(詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。)

- d. 以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」の内容を理解し、遵守すること。

- ・ 研究開発提案が採択された場合、PM および研究開発参加者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)ならびに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究開発提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で確認してください。

- e. 共同提案ではなく、PM となる研究開発提案者が1名で応募すること。
- f. 可能な限り高いエフォートで PM 業務に従事すること。

2) 研究開発体制の要件

- a. 研究開発チームは、研究開発代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外の研究開発機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する場合には、POC の達成のために、当該の海外の研究開発機関でなければ研究開発実施が困難であること(運営統括の承認を必要とする)。この場合、知的財産権等の成果の把握が可能であること。

※ 海外の研究開発機関を含む研究開発チーム構成を希望する場合には、研究開発提案書(研究開発の計画(様式3))の共同研究グループに海外の研究開発機関のチーム構成を記載していただき、「特記事項」に海外の研究開発機関に所属する研究者が必要であることの理由を記載してください。また、海外の研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません(間接経費は 30%が上限)。そのことについて、海外の研究開発機関の契約担当部局責任者の事前承諾の有無を示すための JST が別に指定する所定の様式を、面接選考会までに提出してください(選考過程で事務局より問い合わせます)。

3) 研究開発機関の要件

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「3.6 研究開発機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められません。応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承諾を確実に得てください。

(4) 選考の観点

1) 選考基準(事前評価基準)

未来社会創造事業(大規模プロジェクト型)の選考基準は、以下のとおりです。(大規模プロジェクト型の提案内容には、1~4.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

大規模プロジェクト型

1. 提案における目標設定について

- ・よりよい社会を実現するハイインパクトな目標設定がされているか。

2. 研究開発計画について

- ・現在の研究状況を踏まえ、目標までの道筋が、妥当であるか。
- ・研究開発体制およびその役割分担が、目標達成に向けて妥当であるか。
- ・社会・産業界の巻き込みなど、目標達成を見据えた展開が計画されているか。

3. 提案の技術的な難易度について

- ・従来技術の延長ではなく、科学技術の飛躍的な発展があるか。
- ・国内外の研究開発動向を踏まえ、提案がどの程度優位性、独自性を有するか。

4. 研究開発体制について

- ・民間企業の巻き込みなど、目標達成に向けた体制が構築されているか。
- ・研究開発代表者がチーム全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。(知財管理、情報発信を含む)

<補足>

- ・技術テーマの独自の選考の観点・方針や運営の方針等については、募集要項別紙「第6章 募集対象となる重点公募テーマ・技術テーマ」(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/application-guideline-r03-c6.pdf>)をご参照ください。
- ・研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。
- ・JSTが研究開発提案者の利益相反のマネジメントを行うにあたり、研究開発提案書とは別に、別途資料を提出いただく場合があります。(例: 研究開発提案者が研究開発提案者に関係する機関を共同研究グループとする場合等)

2.2.3 研究開発提案書(様式)および記入要領

研究開発提案書様式は必ず令和3年度の様式を使用してください。様式は以下の事業ウェブサイトよりダウンロードし、記入要領(提案書内に青文字で記載)に従って研究開発提案書を作成してください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

※必ず大規模プロジェクト型の様式を使用してください。

研究開発提出書類の一覧は、以下のとおりです。

様式番号	書類名
様式 1	研究開発提案書・表紙
様式 2	研究開発課題の全体構想
様式 3	研究開発の計画
様式 4	研究開発予算計画
様式 5	研究開発提案者
様式 6	業績リスト・事後評価結果・特許リスト
様式 7	他制度での助成等の有無
様式 8	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式 9	照会先

※ ファイルの容量は3MB以内を目途にご作成ください。

※ 提案書作成時に必ず「2.3.3 選考方法(2)利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。

※ 研究開発提案の応募方法については、「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第4章 応募に際しての注意事項」ならびに「2.3.2 重複応募の制限について」をご理解の上、ご応募ください。

2.3 課題の募集・選考に関する共通事項

2.3.1 公募期間・選考スケジュール

募集開始	令和3年4月22日(木)
募集説明会	詳細および参加申込等は未来社会創造事業ウェブサイトの公募ページをご参照ください。 https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/
募集受付締め切り (e-Radによる受付期限)	令和3年6月15日(火) 12:00(正午)

応募はe-Radを通じて行ってください(「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」を参照)。

締め切り間際はe-Radへのアクセスが集中し、研究開発提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。

募集締め切りまでにe-Radを通じた応募手続きが完了していない研究開発提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

書類選考期間	7月下旬～8月中旬
面接選考期間	8月中旬～9月中旬
採択課題の通知・発表	10月中
研究開発開始	10月以降

※1 書類選考期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※2 面接を行う具体的な日時は、JSTから指定します。

※3 面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は決まり次第、事業ウェブサイトの公募ページ(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>)にてお知らせします。

2.3.2 重複応募の制限について

令和3年度研究開発提案募集に際しては、以下のとおり重複応募の制限を設けます。本項において記載

のない JST 内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

<探索加速型・大規模プロジェクト型共通>

- (1) 募集期間において募集対象となっている探索加速型・大規模プロジェクト型のすべての重点公募テーマ・技術テーマの中から、研究開発代表者(PL/PM)として1件のみ応募できます。
- (2) 提案時に、既に未来社会創造事業の研究開発代表者となっている方は応募できません。
ただし、当該研究開発課題の研究開発期間が令和3年度内に終了予定の場合は応募が可能です。令和3年度内に終了予定の研究開発課題が評価の結果等で延長される場合や本格研究として継続される場合は、当該研究開発代表者が実施する研究開発課題が1件となるように研究開発期間等を個別に調整します。
- (3) 研究開発提案において、主たる共同研究者として研究開発に参画する場合は以下の制限があります。
 - a. 研究開発代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
 - b. 研究開発代表者または主たる共同研究者として応募し、かつ他の研究開発提案において主たる共同研究者として応募し、両方の研究開発課題が採択された場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、運営統括の判断により、研究開発費の減額や、当該研究者が参画する研究開発課題のうち一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。

<探索加速型「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域のみ該当>

現在、戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発(ALCA)の「研究開発代表者」は、未来社会創造事業(探索加速型)「低炭素社会の実現」領域には応募できません(当該研究開発課題等の研究期間が、令和3年度内に終了する場合を除きます)。

2.3.3 選考方法

選考に関わる日程については、巻頭の「主なスケジュール」をご参照ください。

(1) 選考の流れ

運営統括が研究開発運営会議委員等の協力を得て、書類選考および面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることがあります。

探索加速型の書類選考では、重点公募テーマごとに、応募件数等に応じて、研究開発提案書(研究開発課題の全体構想(様式2))の内容を元に、書類選考前に事前の選考を行うことがあります。この事前の選考

は、主として重点公募テーマの趣旨に合致しているか(重点公募テーマの目的達成への貢献が見込めるか)、および探索加速型の趣旨に合致しているか、との観点で行います。これらの要件を満たしている研究開発提案についてのみ、書類選考を行います。事前の選考は探索加速型のみが対象ですが、いずれの重点公募テーマで実施されるかは、公表しません。

また、選考において必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究開発提案者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は所属機関の決算書の提出を求める場合があります。

以上の選考に基づき、JST は研究開発代表者および研究開発課題を選定します。

研究開発運営会議委員は、事業ウェブサイト(<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/>)の各領域ページにて公表しています。なお、募集開始から選考終了までに委員変更されることがあります。

(2) 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価および研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発提案者と下記に示す利害関係にある者は選考に加わりません。

- a. 研究開発提案者と親族関係にある者。
- b. 研究開発提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は企業において同一の部署に所属している者。
- c. 研究開発提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究開発提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、研究開発提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究開発提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発提案者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

2) 研究開発提案者の利益相反マネジメント

研究開発提案者が「研究開発提案者に関係する機関」を共同研究グループとする研究開発提案を行い、「研究開発提案者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究開発提案者の利益相反に該当する可能性があります。従って、第三者から疑義を招くこと等を避けるために、研究開発提案

者と「研究開発提案者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、利益相反マネジメントを実施します。

「研究開発提案者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究グループをいいます。なお、a および b については研究開発提案者のみではなく、研究開発提案者の配偶者および一親等内の親族(以下、「研究開発提案者等」と総称します。)についても同様に取り扱います。

- a. 研究開発提案者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 研究開発提案者等が役員(CTO を含み、技術顧問を含まない。)に就任している機関。
- c. 研究開発提案者が株式を保有している機関。
- d. 研究開発提案者が実施料収入を得ている機関。

「研究開発提案者に関係する機関」を共同研究グループとする研究開発提案については、その必要性、合理性、妥当性等の観点から研究開発運営会議で是非を審議します。

そのため、「研究開発提案者に関係する機関」を共同研究グループとする場合、提案書の様式 1 に「研究開発提案者に関係する機関」が共同研究グループに含まれていることを記載してください。

なお、研究開発提案者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料の提出を求めることがあります。

3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業(以下「出資先企業」といいます。)を本事業で採択し、研究開発資金を配分することは、JST の利益相反(組織としての利益相反)に該当する可能性があります。従って、第三者から疑義を招くこと等を避けるために、JST と出資先企業との間の利益相反について利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を共同研究グループとする研究開発提案については、その必要性、合理性、妥当性等の観点から研究開発運営会議で是非を審議します。

なお、本マネジメントは JST の公正性および透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトをご参照ください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密

保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

(3) 面接選考の実施および選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発提案者には、その旨を連絡するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等を案内します。その際、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求めることがあります。また、書類選考や調査等の結果に応じて、JST・運営統括より面接選考対象者に対して、面接選考時に対応・説明を求める事柄を連絡することがあります。研究開発提案者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は所属機関の決算書の提出を求める場合があります。

面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は、決まり次第事業ウェブサイトの公募ページにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

- b. 書類選考において不採択となった方には e-Rad よりメールで通知します。e-Rad のメール送受信設定の「採択結果通知メール」を必ず「受信する」に設定してください。また、別途不採択理由を送付します。
- c. 面接選考では、研究開発提案者本人に提案内容の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合は英語での面接も可能です。
- d. 採択候補となった研究開発提案については、研究開発計画および体制、委託研究開発契約に関する条件の調整を行う場合があります。条件に合意できない場合は不採択とします。
- e. 採択となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開発開始の手続きをご案内します。
- f. 面接選考で不採択となった研究開発提案者には、全ての選考が終了した段階で書面あるいは e-Rad からのメールで通知します。また、別途不採択理由を送付します。

第3章 採択後の研究開発推進等について (探索加速型・大規模プロジェクト型)

3.1 研究開発推進の流れ

採択後、研究開発計画を作成の上、委託研究契約を締結し、研究開発を開始します。

3.1.1 研究開発計画の作成

採択後、研究開発代表者(探索加速型の PL/大規模プロジェクト型の PM)は、研究開発期間全体および各年次の研究開発計画書(研究開発項目、実施計画、研究開発費、研究開発体制等)を作成します。研究開発計画は、運営統括の確認・承認を経て決定します。

また、研究開発計画の決定に当たって、研究開発課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。さらに、研究開発費や研究開発体制は、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることもあります。

3.2 委託研究契約

JST は、研究開発計画の決定後、研究開発代表者および主たる共同研究者が所属する研究開発機関と委託研究契約を締結します。研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則として研究開発機関に帰属します。ただし、海外の研究開発機関に対して、日本版バイ・ドール条項は適用されません。

なお、研究開発機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制や研究不正行為に関するガイドラインに対する整備ができない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究開発機関の責務等」をご参照ください。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

3.3.1 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費:新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費:研究担当者(研究開発代表者・主たる共同研究者)および研究開発計画書記載の研究開発参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金:研究開発参加者(但し、研究担当者を除く(※2))の人件費・謝金
- d. その他:研究開発成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム(以下「機器共用システム」といいます。)」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究開発費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適切と考えられるもの
- ・委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの(※)

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のウェブサイトにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則としてJST競争的研究費事業によるプロジェクトの研究開発代表者(以下、「PI」という。)となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限りPIの人件費および研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

○「「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」に関する未来社会創造事業の対応について」(令和3年1月13日)

https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/manual/pi_houshin.pdf

○「「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)」に関する未来社会創造事業の対応について」(令和3年1月13日)

https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/manual/buyout_houshin.pdf

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究開発機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費(直接経費)の30%が措置されます。研究開発機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究開発機関の事務管理体制等により複数年度契約および繰越が認められない場合があります)。

3.4 評価

3.4.1 探索加速型における評価

運営統括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発運営会議委員等の協力を得て、研究開発課題のステージゲート評価や事後評価を行います。

<研究開発課題評価>

- a. 運営統括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発運営会議委員等の協力を得て、探索研究から本格研究への移行のための評価(第1次ステージゲート評価)、本格研究中のステージゲート評価(第2次ステージゲート評価)および本格研究の事後評価を実施します。第2次ステージゲート評価は本格研究開発開始後3年を目安として、また、事後評価は研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究開発終了前の適切な時期に実施します。
- b. 上記の他、運営統括が必要と判断した時期に研究開発課題評価を行う場合があります。
- c. 評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究開発費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了(中止)や研究開発課題間の調整等の措置を行います。
- d. 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JSTが選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

研究開発課題評価の他、重点公募テーマや運営統括を対象として、各テーマの達成に向けた進捗状況、運営状況等の観点から評価が行われる場合があります。研究開発代表者は当該評価に必要と認められ

る範囲で協力ください。

＜ステージゲート評価基準＞

探索研究から本格研究に移行する際の第1次ステージゲート評価基準、ならびに第2次ステージゲートの評価基準は、以下のとおりです(1.~4.の項目に基づいて総合的に評価します)。

第1次ステージゲート(探索加速型:探索研究から本格研究移行時)

1. 研究開発の進捗状況について

- ・探索研究期間における研究開発成果が着実に出ているか。
- ・探索研究期間における研究開発成果により、目標達成に向けた計画が整理されているか。
- ・複数課題が統合された場合、その効果と計画について整理されているか。

2. 社会・経済的なインパクトについて

- ・社会全体に裨益する研究開発成果の創出を目指すようなプロジェクトになっているか。
- ・社会・産業界のニーズが的確に把握できているか。

3. 研究開発体制について

- ・民間企業の巻き込みなど、目標達成に向けた体制が構築されているか。(研究員や技術者の参画に加え、装置や実施場所の提供、実証協力等)
- ・研究開発代表者がチーム全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。(知財管理、情報発信を含む)

4. 国内外の動向について

- ・国内外の研究開発や経済動向等を分析し、本プロジェクトの優位性、独自性を示しているか。

第2次ステージゲート(本格研究開始後3年度目)

1. 研究開発の進捗状況について

- ・研究開発成果が着実に出ているか。
- ・民間企業等が引き取るための要件が整理されているか。
- ・目標達成に向けた課題が期間内に解決される目途が立っているか。

2. 社会・経済的なインパクトについて

- ・社会実装の具体的なイメージが構想されており、それによる具体的なインパクトが試算されているか。

3. 研究開発体制について

- ・民間企業等の協力を得ながら、研究開発を推進する体制になっているか。*
- ・研究開発代表者がチーム全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。(知財管理、情報発信を含む)

4. 国内外の動向について

- ・国内外の研究開発や経済動向等を分析し、本研究開発課題の優位性、独自性を示した上で、社会実装のイメージができていますか。

- * 民間企業等の具体的な協力実績(研究員や技術者の参画に加え、装置や実施場所の提供、実証協力等)や、本格研究終了後の研究開発にシームレスに接続するための体制拡充計画等により評価を実施

3.4.2 大規模プロジェクト型における評価

運営統括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発運営会議委員等の協力を得て、研究開発課題のステージゲート評価や事後評価等を行います。

<研究開発課題評価>

- a. 運営統括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発運営会議委員等の協力を得て、研究開発課題のステージゲート評価(第1次ステージゲート評価および第2次ステージゲート評価)および事後評価を行います。第1次ステージゲート評価は研究開始から3年後(4年度目)に実施し、研究開発課題の継続の可否を判断します。第2次ステージゲート評価は第1次ステージゲート評価後3年を目安として、また事後評価は研究開発期間の最終年度に実施します。
- b. 上記の他、運営統括が必要と判断した時期に研究開発課題評価を行う場合があります。
- c. ステージゲート評価等の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究開発費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了(中止)や研究開発課題間の調整等の措置を行います。
- d. 研究開発課題評価と一体的にPM自身の活動に関する評価を実施します。
- e. 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JSTが選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

研究開発課題評価の他、運営統括を対象として、各テーマの達成に向けた進捗状況、運営状況等の観点から評価が行われる場合があります。PMは当該評価に必要なと認められる範囲で協力してください。

<ステージゲート評価基準>

研究開発開始から3年後(4年度目)に第1次ステージゲート評価を実施し、更に3年後を目安に第2次ステージゲート評価を実施します。評価基準は以下のとおりです(1.~4.の項目に基づいて総合的に評価し

ます)。

なお、創出された新しい基盤技術を速やかに社会実装につなげるとともに民間投資の誘発を図るため、第1次ステージゲート評価の段階で、以後の研究開発において下記に定義する「資金導入対象機関」から所定の規模の資金導入(以下①～③参照)を求めます。資金導入対象機関からの所定の規模の資金導入を確保できない場合、総合的な評価結果によって、研究開発課題の早期終了(中止)や調整等の措置を行います。

① 資金導入を求める対象機関(資金導入対象機関)の定義:

株式会社、持分会社、有限会社等の民間企業、および一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人。

② 資金導入対象機関からの資金導入の定義:

(ア) 資金導入対象機関が、JST と委託研究契約を締結した研究開発機関に対して研究開発課題の推進の為に拠出する共同研究開発費等(間接経費を含む)、寄付金、物品(設備、備品、消耗品等を含む)、人件費・謝金、旅費等。

(イ) 研究開発課題の推進の為に資金導入対象機関が直接支出する研究開発費(物品費(設備備品費、消耗品費を含む)、人件費・謝金、旅費等)。JST と委託研究契約を締結した研究開発機関に対して資金導入対象機関が派遣する研究員等に対する支出も含む。

(ウ) 資金導入対象機関が直接支出する、研究開発課題の研究開発成果の権利化等に係る経費。

③ 所定の規模の定義:

年度あたりの総研究開発費(JST からの委託研究開発費(直接・間接経費の合計)および資金導入対象機関からの資金導入)の20%以上とします。

$$\frac{\text{資金導入対象機関からの資金導入}}{\text{JST からの委託研究開発費} + \text{資金導入対象機関からの資金導入}} = 20\% \text{以上}$$

第1次ステージゲート(研究開発開始後4年度目)

1. 研究開発の進捗状況について

- ・研究開発成果が着実に出ているか。
- ・社会実装を目指したときの課題がどのように解決に向けて計画されているか。
- ・民間企業等への橋渡しのイメージができていないか。

2. 社会・経済的なインパクトについて

- ・社会全体に裨益する研究開発成果の創出を目指すようなプロジェクトになっているか。
- ・具体的な社会全体に与えるインパクトが試算されているか。

3. 研究開発体制について

- ・民間企業等の協力を得ながら、研究開発を推進できる体制になっているか。(民間資金導入2割以上)
- ・研究開発代表者がチーム全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。(知財管理、情報発信を含む)

4. 国内外の動向について

- ・国内外の研究開発や経済動向等を分析し、本プロジェクトの優位性、独自性を示しているか。

第2次ステージゲート(第1次ステージゲートから3年度目)

1. 研究開発の進捗状況について

- ・研究開発成果が着実に出ているか。
- ・民間企業等が引き取るための要件が整理されているか。
- ・目標達成に向けた課題が期間内に解決される目途が立っているか。

2. 社会・経済的なインパクトについて

- ・社会実装の具体的なイメージが構想されており、それによる具体的なインパクトが試算されているか。

3. 研究開発体制について

- ・民間企業等の協力を得ながら、研究開発を推進できる体制になっているか。(民間資金導入2割以上を継続。加えて、更なる協力を得る[研究員や技術者の参画に加え、装置や実施場所の提供、実証協力等])
- ・研究開発代表者がチーム全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。(知財管理、情報発信を含む)

4. 国内外の動向について

- ・国内外の研究開発や経済動向等を分析し、本プロジェクトの優位性、独自性を示した上で、社会実装のイメージができていないか。

3.5 研究開発代表者および主たる共同研究者の責務等

- (1) 研究開発代表者および主たる共同研究者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、自己の研究開発チームないし研究グループ全体に関して、公正かつ効率的に研究開発費を執行し研究開発を実施する責務があります。
- (2) 研究開発代表者は提案した研究開発課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を理解の上、これらを約束する文書をJSTに提出してください。
 - a. 募集要項等の要件および所属機関の規則を遵守する。
 - b. 機構の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
 - c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為および研究開発費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。
- (3) 研究開発代表者および研究参加者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するため、JSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧 CITI））を修了してください。教材を修了しない場合は、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがあります。詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- (4) 研究開発の推進および管理等
 - a. 研究開発代表者には、研究開発計画の立案と実施に関することをはじめ、研究開発グループ全体に責任を負っていただきます。「知的財産マネジメント基本方針」を遵守し、「共同知財協定」の締結等、研究開発機関と協力して適切な知的財産活動を推進してください。
また、研究開発の推進に必要な研究開発実施場所・研究開発環境を研究開発機関と協力して整える責任があります。なお、研究開発実施場所・研究開発環境が研究開発の推進において重大な支障がある場合には研究開発課題の中止等の措置を行うことがあります。
知的財産マネジメント基本方針
<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/manual/index.html>
 - b. 研究開発代表者は、研究開発計画書や研究報告書等の提出や、研究開発課題評価に対応してください。また、JST事務局や運営統括が随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応してください。

- (5) 研究開発代表者は、研究開発課題、研究開発費の執行管理・運営（支出計画と進捗管理、事務手続き等）を研究開発機関とともに適切に行ってください。また、研究開発に参加する者の管理等も適切に行ってください。主たる共同研究者は、配賦されている研究開発費の管理（支出計画と進捗管理、事務手続き等）を研究開発機関とともに適切に行ってください。学生が参加する場合は、指導教員にもJSTとの委託研究契約における研究開発実施者としての責任を負っていただきます。例えば、不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員も負うこととなります。
- (6) 研究開発代表者は、研究参加者や、研究開発費で雇用する研究員等の研究開発環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- (7) 研究開発代表者は、研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究開発費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画*を確認することがあります。詳細は、「4.13 博士課程学生の処遇の改善について」、「4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について」、「4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について」、「4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。
- (8) 研究開発成果の取り扱い
- 本事業で実施する研究開発課題は、国費によるものであり、研究開発の成果を社会・産業界へ円滑に引き渡すためにも、知的財産権の適切な取得をすすめ、国内外での研究開発成果の発表も積極的に行ってください。知的財産権は「知的財産マネジメント基本方針」を遵守し適切な取得・管理・運用を行ってください。なお、知的財産権は、委託研究契約に基づき、原則として所属機関から出願（または申請）してください。
 - 研究開発実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、未来社会創造事業（探索加速型・大規模プロジェクト型）の成果である旨の記述を行ってください。
 - 「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」に基づき、すべての重点公募テーマ・技術テーマで採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、および公開可能な研究データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発計画書と併せてJSTに提出してください。また、上記方針に基づいてデータの保存・管理、公開（もしくは限定的公開／非公開）を適切に行ってください。記入項目の詳細については、下記の「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針 運用ガイドライン」をご確認ください。

* 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に含めることができます。

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

<データマネジメントプランの記入項目>

- ・管理対象となる研究データの保存・管理方針
- ・研究データの公開・非公開に係る方針
- ・公開可能な研究データの提供方法・体制
- ・公開研究データの想定利用用途
- ・公開研究データの利活用促進に向けた取り組み
- ・その他特記事項

d. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム、重点公募テーマ・技術テーマにおける研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等に参加し、研究開発成果を発表してください。また、研究開発活動の中で、グローバルな活動・発信を積極的に行ってください。

(9) 科学技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との双方向コミュニケーション活動」に積極的に取り組んでください。「国民との双方向コミュニケーション活動」の取組みについては、評価における評価項目の一部となります。詳細は「4.18 社会との対話・協働の推進について」をご参照ください。

(10) JST と研究開発機関との委託研究契約および JST の諸規定に従ってください。

(11) JST は、研究開発課題名、参画する研究者や研究開発費等の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）および内閣府へ提供（「4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて」、「4.26 e-Rad から内閣府への情報提供等について」）します。また、研究開発代表者等に各種情報提供をお願いする場合があります。

(12) JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(13) 未来社会創造事業に係る評価等や、研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

3.6 研究開発機関等の責務等

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究開発機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に

得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

- a. 研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正)」に基づき、研究開発機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究開発機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)」に基づき、研究開発機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」)。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究開発機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究開発機関は、委託研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究開発機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究開発機関は、委託研究開発費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究開発機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究開発機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究開発機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究開発機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが

明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究開発機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行ってください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究開発機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究開発機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や、縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発課題の中間評価(ステージゲート評価)等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究開発機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究開発機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究開発機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究開発機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画し、かつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究開発機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応してください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう、JST との委託研究契約に反しない範囲で、知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・

正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努め、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないようご注意ください。

(2) 研究開発実施機関が海外機関の場合

- a. 研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません(研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります)。間接経費は直接経費の 30%以内とします。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発の実施は認められません。
なお、海外の研究機関を含む研究開発チーム構成を希望される場合(運営統括の承認を必要とする)は、研究開発提案書に海外の研究開発機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。また、JST との委託研究契約締結を想定している研究開発提案においても、契約締結に至らなかった場合の当該グループとの連携案もあわせて研究開発提案書に記載してください。
- b. 研究開発機関には、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究開発機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究開発機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- c. 研究開発機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。
- d. 海外研究開発機関の契約担当部局責任者の情報と、研究開発機関(契約担当部局責任者)として契約書の各条項について事前了承していることを示す所定の様式(海外研究開発機関向け/契約締結に当たっての確認書)を、面接選考会までに提出してください(以下ウェブサイト参照)。なお、委託研究契約が締結できず連携案の実施も困難である場合には、採択を取り消します。

※ 海外研究機関向け/研究契約書雛形・契約締結に当たっての確認書

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

* 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

3.7 その他留意事項

3.7.1 研究開発継続が困難な場合について

以下の事由が生じた場合は、研究開発の継続の可否について、事業統括会議および研究開発運営会議における検討等に基づき、JST が判断します。

- a. 研究開発代表者の死去、研究開発代表者に後見開始の審判等があった場合
- b. 研究開発代表者による研究開発経費の不正使用または研究開発活動における不正行為が行われた場合
- c. その他、研究開発の継続が困難な相当の事由が生じた場合

3.7.2 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究開発費(間接経費を除く)により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画促進費」(上限金額: 月額 30 万円×支援月数)を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.3 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究開発にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザが登録している他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しています。加えて、JREC-IN Portal のウェブ応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)を探す際に、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能で、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第4章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究開発提案者は、研究倫理教育に関するプログラムの修了が応募要件となります。修了が確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN(旧 CITI)を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN(旧 CITI)を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムの受講が困難な場合は、JST を通じて eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、事業ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

下記ウェブサイトより受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD※)を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号になります。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

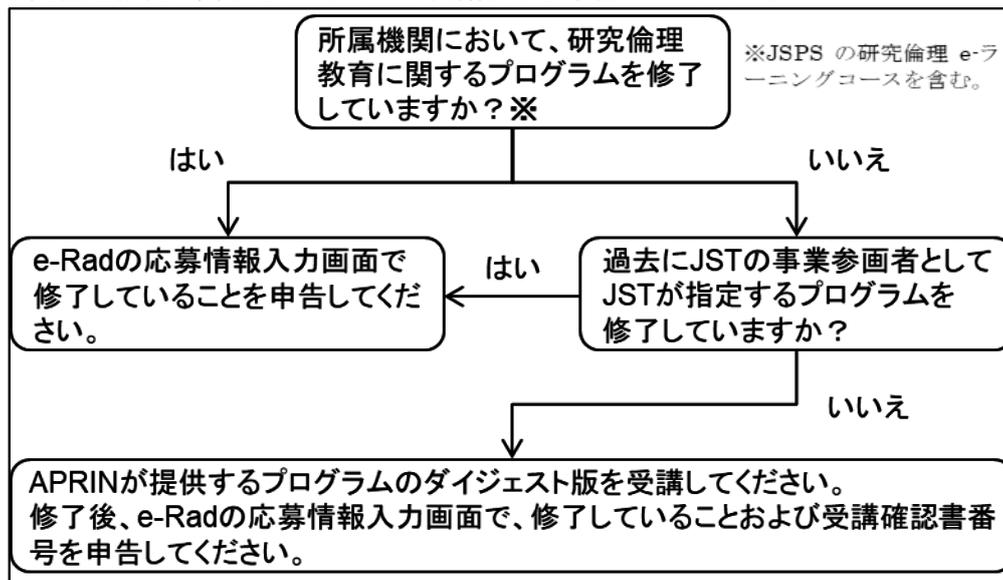
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 未来創造研究開発推進部

E-mail: kaikaku_mirai@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究開発提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究開発者等について eAPRIN(旧 CITI)の指定単元の受講・修了を義務づけています。令和4年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究開発参加者に eAPRIN(旧 CITI)の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金および提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」といいます。))が配分される研究開発の名称およびその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」といいます。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究開発課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の公募担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究開発者等の能力や研究開発方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

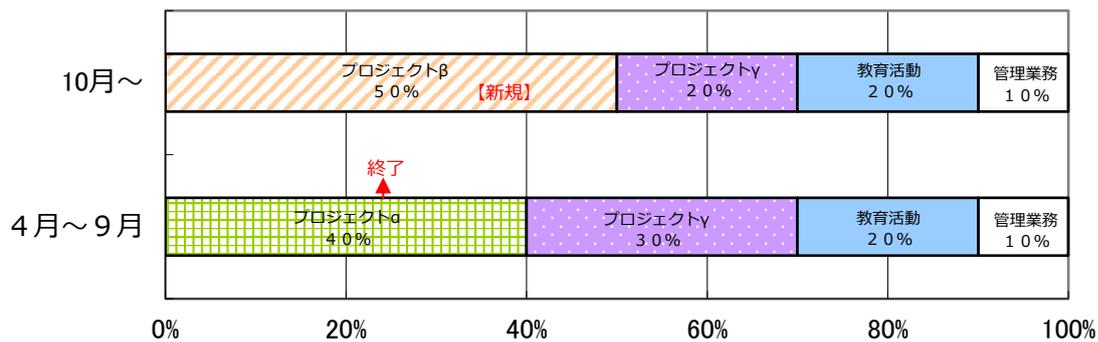
※研究開発者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」※を記載していただきます。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



■プロジェクトα □プロジェクトβ ■プロジェクトγ □教育活動 □管理業務

- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究開発費の不正な使用および不正な受給(以下「不正使用等」といいます。)については以下のとおり厳格に対応します。

○研究開発費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の契約を締結しないことがあります。

(ii) 申請および参加(※1)資格の制限等の措置

本事業の研究開発費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者(※2)に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請および参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省および他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請および参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用および不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間(※3)
不正使用を行った研究者およびそれに共謀した研究者(※1)	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外の①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①および③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者およびそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(※2)		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請および参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究開発費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請および参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※において、研究開発費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請および参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度は、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究開発機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)を通じてJSTに報告が必要となります(複数の競争的資金を獲得した研究開発機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)をご参照ください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021mirais309betsu.pdf>

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究開発代表者(以下、「PI」という。)の person 費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。PI の person 費および研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究開発機関および研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究開発成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究開発機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学および国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下「機器共用システム」といいます。)を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」(平成31年4月23日文部科学省)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究開発機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

(令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」

(令和2年3月31日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究開発の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・ 生活費相当額の給与水準(年額180~240万円程度)について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額180万~240万円としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究開発機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人および大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されています。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、ステージゲートまでの期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 2 月 12 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究開発代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究開発機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(令和 2 年 4 月 10 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

○「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する未来社会創造事業の対応について(令和2年8月14日)

https://www.jst.go.jp/mirai/jp/uploads/manual/senjukanwa_houshin.pdf

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究開発機関が当該委託研究開発を含む各種研究開発活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替および外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」といいます。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することに加え、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣および有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。これに加えて、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや多様なステークホルダー間での対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究開発成果に関しての市民講座、シンポジウムおよびインターネット上での研究開発成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC) (<https://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成25年1月17日)では、同センターが中心となってデータおよびデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース カタログ	https://integbio.jp/db/catalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話: 03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究開発成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST-Mirai Program Grant Number <10桁の体系的番号>」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の10桁の体系的番号は、<JPMJMI+4桁の課題番号>です。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST-Mirai Program Grant Number JPMJMxxxx.

【和文】

本研究は、JST 未来社会創造事業 JPMJMxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名および体系的番号を列記してください。

4.21 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究開発費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善およびその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募および運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究開発の実施等に当たり、研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)(※)の内容について遵守する必要があります。

研究開発機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究開発機関の責任の下、研究開発費の管理・監査体制の整備を行い、研究開発費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省および文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関は標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制を整備すること、およびその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下

「チェックリスト」といいます。)の提出が必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究開発機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストを提出してください。ただし、令和3年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究開発機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分のチェックリストを所定の期日までに提出する必要があります(令和3年度分提出期限:令和3年12月1日(水))。また、文部科学省および文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記のウェブサイトをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境整備が必須です。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインに「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストを研究開発機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制

整備について

研究開発機関は、本事業への応募および研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省および文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく

取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出する必要があります。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究開発機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストを提出してください。ただし、令和3年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分の研究不正行為チェックリストを所定の期日までに提出する必要があります。また、研究活動を行わない機関および研究活動は行うが、文部科学省および文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記のウェブサイトをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Radの利用可能な環境整備が必須です。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究

活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請および参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本

事業への申請および参加資格の制限措置を講じます。

また、申請および参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省および文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。)の担当、他府省および他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省関連の競争的資金制度において、同様に申請および参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. および 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等および基盤的経費で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人および文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請および参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中の本事業への申請および参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表します。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.24 研究倫理教育およびコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の研究開発課題に参画する研究者等には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講していただきます。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続き中、研究開発代表者は本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究開発課題名、所属研究開発機関名、研究開発代表者名、予算額、実施期間および課題概要)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報は、採択後適宜、本事業のウェブサイトで公開します。

4.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI および関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究開発成果情報・会計実績情報および競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究開発成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されます。

4.27 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業実施者は、researchmap に必ずご登録ください。

4.28 JST からの特許出願について

研究開発機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究開発機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究開発機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究開発機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進およびイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下のウェブサイトよりご覧いただけます。ぜひご利用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究制度管理に係る一連のプロセス(応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、以下をご参照ください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究開発機関および研究者の事前登録が必要となります。

① 研究開発機関の登録

応募時まで e-Rad に研究開発機関が登録されている必要があります。研究開発機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)より、研究機関登録様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください(なお、国外の研究開発機関に所属する研究者、もしくは研究開発機関に所属していない研究者の場合、作業者は提案者本人となります)。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、機関登録申請方法の詳細および様式ダウンロードは、ポータルサイトの下記ページをご参照ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

② 研究者情報の登録

研究開発機関は実施担当者の研究者情報の登録、ログインID、パスワードの発行が必要です。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究開発機関事務代表者および事務分担者用マニュアルをご参照ください。

(2) e-Rad への応募情報入力

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) をご参照ください。

<注意事項>

- ① e-Radにログインする際に推奨動作環境 (https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html) をご確認ください。
- ② 応募申請に当たっては、応募情報のウェブ入力と申請様式（研究開発提案書）の添付が必要です。募集要項と研究開発提案書様式は、事業ウェブサイトの公募ページ (<https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>) より、ダウンロードしてください。
アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は3MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズにご注意ください。
- ③ 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。PDF ファイルの作成に当たっては以下の点にご注意ください。
 - ・PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
 - ・研究開発提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
 - ・PDF 変換されたファイルにページ数が振られているかご確認ください。
 - ・変換後の PDF ファイルは、必ずご確認ください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

※PDF への変換は e-Rad ログイン後のメニューから行うことができます。



- ④ 提出締め切り日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは「課題一覧」画面でご確認ください。

(3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、本募集要項および提案書雛形の作成要領を熟読の上、注意して記入してください（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類は返却しません。

5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、ご応募ください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイトおよび e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、**審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。**

事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 未来創造研究開発推進部(公募担当)	<問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)> E-mail: kaikaku_mirai@jst.go.jp 電話番号: 03-6272-4004 受付時間: 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○本事業の公募のウェブサイト: <https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/r03/>

○e-Rad ポータルサイト: <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのためサービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。